

参 考 資 料

- 懲戒免職処分を受けた本人のコメント要旨
- 懲戒処分が給与に与える影響
- 関係法令・通知・通達等

○ 懲戒免職処分を受けた本人のコメント要旨

これまで、お世話になった多くの先生方にお詫びのしようがない。
処分前、学校を休んでいる間に事件を知らされていなかった同僚や友人は心配して連絡をくれたが、事実を伝えることができなかった。
もう二度と会うことはできないと思う。これまで出会った子どもたちや保護者の方も裏切ってしまった。後悔して後悔しきれない。

自分の弱い心に負けた自分が情けない。全てわかっているのにやってしまった。ふがいないという思いでいっぱいである。みんなにも迷惑がかかるし、家庭も壊してしまう。もう取り返しがつかない。

自分の子がクラスで何か言われていないか気がかり・・・
妻や親戚にまで風当たりが強くなってしまい、離婚を考えている。
わが子にも会えなくなる人生になるのだろうか・・・・・・・・

○ 懲戒処分が給与に与える影響は・・・・・・・・

懲戒処分は、昇給（給料月額）、期末・勤勉手当、退職手当のすべてに影響します。
懲戒処分を受けずに定年退職した場合と比較して、以下のとおり影響が生じます。

採用13年目（35歳）の10月1日に懲戒処分を受けた場合	
戒告	約81万円の減
減給1／10×3月	約167万円の減
停職×6月	約500万円の減
免職	約2億1千万円の減 (うち退職手当分が2,200万円の減)

※ 上記の表は小中学校教諭におけるモデル例です。

実際には採用時の年齢、前歴、昇任等の経過により個人差があります。

【教育基本法】

(教員)

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

【地方公務員法】

(懲戒)

第29条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

(サービスの根本基準)

第30条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(サービスの宣誓)

第31条 職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。

(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)

第32条 職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関を定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(職務に専念する義務)

第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

(政治的行為の制限)

第36条 職員は、政党その他の政治団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員とはなつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。(以下略)

(争議行為の禁止)

第37条 職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人もこのような違法行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおってはならない。(以下略)

(営利企業等の従事制限)

第38条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

(罰則)

第60条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

二 第34条(中略)の規定に違反して秘密を漏らした者

【学校教育法】

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

※「体罰」とは、

「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)」

(平成25年3月13日付け24文科初第1269号通知)より

○体罰に該当するケース

懲戒の内容が次のような身体的性質のものである場合

・身体に対する侵害を内容とするもの(殴る、蹴る等)

・児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの

(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)

○正当防衛及び正当行為として体罰に該当しないケース

・児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使

・他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使

【道路交通法】

(酒気帯び運転等の禁止)

第65条 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。

3 何人も、第一項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。

【自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律】

(危険運転致死傷)

第2条 次に掲げる行為を行い、よって、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処する。

1 アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる行為

2 その進行を制御することが困難な高速度で自動車を走行させる行為

3 その進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させる行為

4 人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人や車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為

5 赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為

(過失運転致死傷)

第5条 自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

【刑法】

(虚偽公文書作成等)

第156条 公務員が、その職務に関し、行使の目的で虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は文書若しくは図画を変造したときは、印章又は署名の有無により区別して前二条の例による。

※前二条

第154条 詔書偽造等

第155条 公文書偽造等

- ・有印公文書偽造罪、有印公文書変造罪 1年以上10年以下の懲役
- ・無印公文書偽造罪、無印公文書変造罪 3年以下の懲役または20万円以下の罰金

(私文書偽造等)

第159条 公使の目的で、他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

- 2 他人が押印し又は署名した権利、義務または事実証明に関する文書又は図画を変造した者も、前項と同様とする。
- 3 第二項に規定するもののほか、権利義務または事実証明に関する文書又は図画を偽造し、又は変造した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(偽造私文書等行使)

第161条 前二条の文書又は図画を行使した者は、その文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、又は虚偽の記載をした者と同一の刑に処する。

- 2 前項の罪の未遂は、罰する。

(強制わいせつ)

第176条 十三歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

(収賄、受託収賄、事前収賄)

第197条 公務員がその職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。この場合において、請託を受けたときは、七年以下の懲役に処する。
(以下略)

(あっせん収賄)

第197条の四 公務員が請託を受け、他の公務員に職務上不正な行為をさせるように、又は相当の行為をさせないようにあっせんをすること又はしたことの報酬として、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

(傷害)

第204条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(暴行)

第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(業務上過失致死傷等)

第211条 業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁固又は百万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も同様とする。

(業務上横領)

第253条 業務上自己の占有する他人の物を横領した者は、十年以下の懲役に処する。

(公用文書等毀棄)

第258条 公務所の用に供する文書又は電磁的記録を毀棄した者は、3月以上7年以下の懲役に処する。

【軽犯罪法】

第1条 左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

二十 公衆の目に触れるような場所で公衆にけん悪の情を催させるような仕方でしり、ももその他身体の一部をみだりに露出した者

二十三 正当な理由がなくて人の住居、浴場、更衣場、便所その他人が通常衣服をつけないでいるような場所をひそかにのぞき見た者

二十六 街路又は公園その他公衆の集合する場所で、たんつばを吐き、又は大小便をし、若しくはこれをさせた者

【インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律】 (出会い系サイト規制法)

第6条 何人も、インターネット異性紹介事業を利用して、次に掲げる行為（以下「禁止誘引行為」という。）をしてはならない。

一 児童を性交等（性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、他人の性器等（性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。）を触り、若しくは他人に自己の性器等を触らせることをいう。以下同じ。）の相手方となるように誘引すること。

二 人（児童を除く。第五号において同じ。）を児童との性交等の相手方となるように誘引すること。

三 対償を供与することを示して、児童を異性交際（性交等を除く。次号において同じ。）の相手方となるように誘引すること。

四 対償を受けることを示して、人を児童との異性交際の相手方となるように誘引すること。

五 前各号に掲げるもののほか、児童を異性交際の相手方となるように誘引し、又は人を児童との異性交際の相手方となるように誘引すること

第33条 第六条（第五号を除く。）の規定に違反した者は百万円以下の罰金に処する。

※児童：18歳未満の者

出会い系サイト規制法で禁止されている行為の例（警察HPより）

○犯罪となる書き込み例

- ・児童を相手方とする性行為等の誘因（法第6条第1号）
例：女子中学生で誰か僕とHしてくれる人いませんか（26歳・男）
- ・児童による性行為の誘因（法第6条第2号）
例：私とHしてくれる人いませんか（16歳・女）
- ・対償を示して児童を異性交際の相手方とする誘因（法第6条第3号）
例：女子高生で3万円で会ってくれる人いませんか（45歳・男）
- ・児童が対償を示して行う異性交際の誘因（法第6条第4号）

例：お小遣いぐればお茶してもいいよ（14歳・女）

・児童を相手方とした異性交際の誘因、児童による異性交際の誘因（法第6条第5号）

例：彼氏募集しま～す（14歳・女）

【児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律】

（児童買春、児童ポルノの所持その他児童に対する性的搾取及び性的虐待に係る行為の禁止）

第3条の2 何人も、児童買春をし、又はみだりに児童ポルノを所持し、若しくは第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管することその他児童に対する性的搾取又は性的虐待に係る行為をしてはならない。

（児童買春）

第4条 児童買春をした者は、五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

（児童ポルノ所持、提供等）

第7条 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者（自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第2条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管した者（自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）も、同様とする。

※児童：18歳未満の者

○児童ポルノとは

児童のわいせつな様子を撮影した写真画像や動画

- ・児童と性交や性交類似行為をしている様子を写した画像
- ・他人が児童の性器を触ったり、児童に性器触らせたりして性欲を刺激するような画像
- ・裸や裸の児童の様子を写し、性欲を刺激するような画像

※児童ポルノについては、所持しているだけで処罰の対象（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）となり、撮影（盗撮を含む）して児童ポルノを自ら製造することや不特定多数の者に提供等することは、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金となります。

【兵庫県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例】

（卑わいな行為等の禁止）

第3条の2 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 人に対する、不安を覚えさせるような卑わいな言動

(2) 正当な理由がないのに、人の通常衣服で隠されている身体又は下着を撮影する目的で写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器（以下「写真機等」という。）を設置する行為

2 何人も、集会所、事業所、タクシーその他の不特定又は多数の者が利用するような場所（公共の場所を除く。）又は乗物（公共の乗物を除く。）において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 正当な理由がないのに、人の通常衣服で隠されている身体又は下着を写真機等を用いて撮影し、又は撮影する目的で写真機等を向ける行為

(2) 前項第2号に掲げる行為

3 何人も、正当な理由がないのに、浴場、更衣室、便所その他人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態にいるような場所にいる人を写真機等を用いて撮影し、撮影する目的で写真機等を向け、又は撮影する目的で写真機等を設置してはならない。

【兵庫県青少年愛護条例】

(みだらな性行為等の禁止)

第 21 条 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない
2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

(児童ポルノ等の提供の求めの禁止)

第 21 条の 3 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第 2 条第 3 項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。））その他の記録をいう。以下同じ。）の提供を求めてはならない

(罰則)

第 30 条 次の各号のいずれかに該当する者は、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 20 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反した者

(中略)

5 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金又は科料に処する。

(中略)

(12) 第 21 条の 3 の規定に違反して、次に掲げる方法により、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者

ア 青少年を欺き、威迫し又は困惑させる方法

イ 青少年に対し、財産上の利益を供与し、又はその供与の申込み若しくは約束をする方法

※青少年：18 歳未満の者

[通知・通達等]

○体罰の禁止

- ・No！体罰（平成 25 年 7 月改訂）
- ・いきいき運動部活動（4 訂版）（平成 30 年 9 月改訂）
- ・「体罰事案に対する対応について」（平成 31 年 3 月 19 日付教教第 3265 号の 2）

[概要]

1 下記に掲げる体罰事案に対する処分の厳格化

(1) 加害教員

次に掲げる場合には、より厳重な処分を行う。

- ① 児童生徒に傷害を負わせた場合
- ② 児童生徒に精神的影響（不登校等）が発生した場合
- ③ 常習的に体罰を行っていた場合
- ④ 体罰を隠蔽した場合
- ⑤ 特別な支援を要する児童生徒に行った体罰の場合

(2) 学校長

体罰行為の態様等を踏まえ、監督責任を厳しく問う。学校長自らが体罰を隠蔽した場合、より厳重な処分を行う。

2 体罰を行った教員の部活動指導の禁止

- (1) 懲戒処分（戒告以上）を受けた教員には、部活動の指導を行わせないこと。
- (2) 体罰防止研修等を行った後の復帰については、生徒及び保護者から強い要望がある場合であって、かつ、複数教員での指導の徹底等再発防止の措置を行った場合に限り、教育事務所と協議の上決定する。

3 体罰防止研修等の徹底

- (1) 市町教育委員会における体罰防止研修の受講の徹底
- (2) 教育事務所と協議の上、継続的な指導監督の実施

- ・「部活動における体罰禁止の徹底について」
（平成 25 年 1 月 11 日付教教第 2702 号、教体第 1802 号）
- ・「体罰防止の徹底について」（平成 7 年 8 月 7 日付教義第 675 号）

○個人情報等の安全管理

- ・「個人情報の適正な管理について」
(平成 24 年 1 月 10 日付教教第 2720 号-2、教企第 1248 号-2)

[概要]

1 個人情報を取り扱う業務の校内処理の徹底

- (1) 答案採点、成績処理等の業務は、原則、校内で行うこと。
- (2) (1)の業務でパソコンを使用する場合、学校が指定するパソコンで行うとともに、パスワードの設定等安全対策を講じること。
- (3) 個人所有のパソコン等には個人情報を記録しないこと。仮に個人使用のパソコン、USBメモリ等に個人情報が残っている場合は、直ちに消去すること。

2 やむを得ず個人情報を持ち出す場合のルールの特化等

- ・各学校でのルール特化、教職員の情報セキュリティに関する意識の向上
 - ・ルールに盛り込む内容等
- (1) 学校における持ち出し手続き
 - ① 持ち出す個人情報は必要最小限とすること及びUSB等の外部記憶媒体で持ち出す場合の暗号化
 - ② 持ち出し記録簿へ記入するとともに、校長等の許可を得ること。
 - ③ 業務終了後の報告、一時的に業務を行った機器からのデータ削除
 - ④ 個人情報を持ち出す場合における業務を行う場（家庭等）への直行
※途上で買い物、会合等への参加を行わない。
 - (2) 家庭等におけるパソコンに関すること
 - ① ファイヤーウォールの有効化、ウイルス対策ソフトの導入
 - ② ファイル変換ソフト等個人情報の漏洩を引き起こす可能性のあるソフトの導入禁止
 - ③ 作業時の外部ネットからの切り離し

○ハラスメントの関係

- ・教職員研修資料「ハラスメントのない学校に」の活用について
(平成 30 年 12 月 7 日付教教第 2336 号)
- ・「非違行為の防止について」※児童生徒へのセクハラ
(平成 30 年 8 月 24 日付教教第 1901 号の 2)

[内容]

- ・教職員の生徒への接し方に係る校内ルールの徹底、研修の実施等による非違行為の未然防止に向けた取組、服務規律の遵守等

- ・「パワー・ハラスメントの防止に向けた取扱指針」
(平成 21 年 4 月 10 日付教教第 1036 号の 3)

[内容]

- ・市町教委版「パワー・ハラスメントの防止に向けた取扱指針」の策定
- ・市町教委における苦情相談窓口の設置、職員への周知 等

○パワー・ハラスメントの防止に向けた取扱指針（県教委版）の概要

1 パワー・ハラスメントの判断の基準及び行動例

(1) パワー・ハラスメントの判断の基準

次の①～③のすべてを満たすこと

- ① 職務上の権限や地位等を背景にした言動であること
- ② 本来の校務や指導の範囲を超えて、人格の否定や個人の尊厳を侵害する行動であること
- ③ 一過性ではなく、繰り返し行われる言動であること

(2) パワー・ハラスメントとなりうる言動例

① 攻撃する

- ア 机を叩く、書類を投げつける。校長室に呼び出し「他の学校へ異動させる」「この学校に必要ない」等恫喝する。
- イ 「お前なんかやめてしまえ」等と適正な指導レベルを超えて激しく叱責する。
- ウ 一つの些細なミスを何度も避難する。
- エ 児童生徒や他の職員の前で大声で命令したり、叱責する等見せしめに類する言動をする。
- オ 個室で長時間大声でどなりつける。 等

② 否定する

- ア 担当者を無視し、その者を職場で孤立させる。
- イ 故意に仕事上の意見を述べさせない、必要な打ち合わせに参加させないなど、校務から無理矢理排除する。
- ウ 職員からの相談を拒絶する。「お前には管理職としての資質がない」等他の職員の前で否定する。
- エ 具体的な指示をすることなく、指導方法や能力を否定する。
- オ 「だからお前はダメなんだ」「お前の顔は見たくない」等と人格を否定する。 等

③ 強要する

- ア 独善的なやり方・考え方を職員に無理矢理押しつける。
- イ 他の職員に責任をなすりつける。
- ウ 困難な保護者の対応を「自己責任」として一個人でさせる。
- エ 親睦会の行事に強制的に参加させたり、飲酒を強要する。付き合いを断ったときに、仕事の上で嫌がらせをする。
- オ 私事の買い物をさせる、校務とは関係のない雑用を強要する。
- カ 緊急の仕事でないのに、休日や深夜にかかわらず職員に連絡を入れる。 等

④ 妨害する

- ア 仕事に必要な情報や助言等を与えない。
- イ 合理性がないのに、理由も言わず提案書類を握りつぶす、やり直しを何度も命じる。
- ウ 故意に仕事の指示を何度もする。
- エ 特定の者だけに声をかけない、役割を与えない等、組織から孤立させる 等

2 学校長の責務

学校長は、次の点に十分留意してパワー・ハラスメントの防止及び排除に取り組む。

- ① 自らの言動や所属職員の言動がパワー・ハラスメントに該当しないか、十分注意を払い、未然防止に努める。
- ② 所属職員に、「職員が取り組むべき事項」を周知徹底し、職員の意識啓発に努める。
- ③ 所属職員から苦情・相談を受けたときは、相談者のプライバシーに十分配慮しながら、必要な調査を行い、事案の内容に応じて、迅速かつ適切に対応する。

3 職員が取り組むべき事項

① パワー・ハラスメントをしないために職員が認識すべき事項

- ア パワー・ハラスメントは、これを行っている職員に自分がパワー・ハラスメントを行っているという自覚がない場合があるという認識を持つこと。
- イ 校務と関係のない、あるいは指導の範囲を超えた感情にまかせた言動はパワー・ハラスメントになりうるという認識を持つこと。

ウ 「口の悪いのは愛情の裏返し」「毒舌も個性」等思い込まないこと
エ パワー・ハラスメントは相手方から明確な拒否の意思表示があるとは限らないという認識を持つこと

② パワー・ハラスメントを見聞きしたときに職員が取り組むべき事項

ア 被害職員が一人で悩みを抱え込むことがないように、積極的に声をかけること。必要な場合は、その内容を学校長や教育委員会の相談窓口にご相談すること。

イ 職員の中にパワー・ハラスメントとなるような言動をしている場合には、速やかに注意をすること。

③ パワー・ハラスメントを受けていると感じたときに職員に望まれる事項

ア 一人で我慢せず、職場の同僚や知人等、身近な信頼できる人に相談すること。

イ 職場内で解決することが困難な場合は、教育委員会の人事担当課に相談する。相談にあたっては、日時、内容等をできる限り記録しておくこと。

4 職員の適切な育成

管理職や先輩の立場から、職員を指導するにあたっては、パワー・ハラスメントの防止に務める。職務遂行上あるいは組織運営上必要であると判断される場合には、次の点に留意の上、積極的かつ毅然たる態度で適切な指導や助言を行う。

① 業務の方向性を示した上で指導すること。

② 「職員を育てる、後輩を育てる」という意識をもって指導すること

③ 指導するタイミング、場所、方法など、状況に応じて適切に指導すること。

5 苦情相談への対応

(略) 各市の相談窓口等を確認してください。

・「セクシュアル・ハラスメントの防止等について」

(平成 29 年 1 月 12 日付教総第 1394 号)

・「セクシュアル・ハラスメント相談フロー図」について

(平成 24 年 12 月 12 日付教教第 2535 号の 2)

・「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する指針の改正について」

(平成 29 年 3 月 27 日付教教第 3034 号)

○職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する指針（県教委版）の概要

1 定義

(1) セクシャル・ハラスメント

教職員が他の教職員、児童生徒及びその保護者等を不快にさせる職場における性的な言動並びに教職員が他の教職員を不快にさせる職場外における性的な言動。

(2) 性的な言動

性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識又は性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動も含まれる。

(3) セクシャル・ハラスメントに起因する問題

セクシャル・ハラスメントのため、その対応に起因して教職員の就業又は児童生徒の就学上の環境が害されたり、不利益を受けること。

2 基本的な心構え

職員は次の事項について十分認識する。

(1) 性に関する言動に対する受け止め方の認識について

ア 個人間、男女間、世代間その他立場等により差があること。

イ 該当するか否かについては、相手の判断が重要であること。

ウ 本人の意思とは関係なく、相手を不快にしてしまうことがあること

エ 相手との良好な人間関係ができていると勝手な思い込みをしないこと。

(2) 相手が拒否、嫌がっている場合には、同じ言動を決して繰り返さない。

- (3) 相手から意思表示があるとは限らないこと。
- (4) 歓迎会等の酒席等の場においても同様の注意を払うこと。
- (5) 態様によっては、処分を含め、厳正な措置が講じられる場合があること。
- 3 未然防止のために
 - (1) 基本姿勢の明確化及びその周知・啓発
 - ア 男女がともに職場における対等なパートナーとして相手の立場を尊重する。
 - イ セクシャル・ハラスメントを絶対に起こさないことを明確化し、周知・啓発する。
 - ウ 職場内での防止のための委員会、相談窓口担当者の設置
 - エ 研修等を通じた教職員の意識啓発
 - (2) ころこ通いあう快適な職場環境づくり
 - ア 職場における性別による役割分担意識の見直し
 - イ 個人として尊重し合う中で、相手に不快感を与えることのない職場環境づくり
 - ウ 快適な職場環境のため、教職員一人一人による働きやすい人間環境づくり
 - (3) 児童生徒の人権を尊重する教育環境づくり
- 4 良好な環境の維持のために
 - (1) 問題提起者をトラブルメーカーと見たり、問題を当事者間の個人的な問題と片付けない。
 - (2) 行為者や被害者を出さないため周囲に対する気配り、必要な行動をとること。
 - ア セクシャル・ハラスメントが見受けられる場合、職場の同僚として注意を促す。
 - イ 被害を見聞きした場合、声をかけて相談に乗る。
 - ウ セクシャル・ハラスメントがある場合、同僚等への相談をためらわない。
- 5 発生の際の迅速かつ適切な対応のために
 - (1) 事案に関する事実関係の迅速かつ正確な確認及び確認後の適正な措置
 - (2) 再発防止に向けた措置
 - (3) 主張に不一致がある場合のカウンセラー等の中立的な第三者機関への依頼
 - (4) プライバシー保護のための必要な措置を講ずること。
 - (5) 相談又は事実関係の確認に協力したこと等を理由とした不利益な取扱いの禁止
- 6 苦情相談への対応
 - (1) 窓口の明確化
 - (2) 相談内容や状況に応じた適切な対応
 - (3) 児童生徒、保護者等からの苦情・相談に対する適切な対応、相談体制の整備

・「妊娠、出産、育児又は介護に関する・ハラスメントの防止に関する指針」
(平成 29 年 3 月 27 日付教総第 1456 号、教教第 3033 号)

○公金・学校徴収金等の経理事務の適正化

・「部費に係る不祥事の防止について」
(平成 29 年 3 月 30 日付教教第 3254 号の 3)

○部費の取扱いに係る留意事項

- 1 徴収について
会計担当者教職員から徴収金額、使途等の文書による保護者への事前通知
- 2 管理について
原則、金融機関の口座で管理する。現金管理の場合は紛失事故に十分注意する。
- 3 出納について
出納簿の作成、領収書の保管、照合
- 4 決算について
複数の教職員による出納簿等のチェック、文書による決算報告書の保護者への通知

- ・「適正な事務の取扱いに関する通知について」
(平成 29 年 8 月 22 日付教阪第 1765 号)

○学校徴収金の取扱いに関して

- 1 公金と同様の通帳等の適正な管理、監事等複数の教職員による出納状況の確認
- 2 親睦会費における学校徴収金と同様の管理の徹底
- 3 出金時における請求書、内訳書等との確認の徹底

- ・「学校徴収金事務取扱要綱の改正について」
(平成 28 年 3 月 18 日付教財第 1589 号)

○飲酒運転禁止、交通事故防止

- ・「交通事故等の防止について」(昭和 57 年 7 月 19 日付教教第 294 号)
- ・「飲酒運転の処分取扱基準について」
(平成 18 年 12 月 14 日付教教第 2714 号の 3)

○飲酒運転にかかる交通事故懲戒処分取扱基準

1 飲酒運転を行った教職員に対する処分

(1) 酒酔い運転であった場合

事故の有無にかかわらず懲戒免職とする。

(2) 酒気帯び運転であった場合

ア 事故を起こした場合

(ア) 死亡事故を起こした場合は懲戒免職とする。

(イ) 人身事故(死亡事故を除く。以下同じ)を起こした場合は懲戒免職(加重・軽減事由がある場合(以下同じ)、懲戒免職～停職)とする。

(ウ) 物損事故(自損事故を除く。以下同じ)を起こした場合は停職 6 月(懲戒免職～停職)とする。

(エ) 自損事故を起こした場合は停職 3 月(懲戒免職～減給)とする。

イ 事故を起こさなかった場合

検挙された場合及び酒気帯び運転であったことが客観的に明白な場合は、停職 3 月(懲戒免職～減給)とする。

2 飲酒運転と知りながら、その車両に同乗していた職員に対する処分(運転者が県教職員以外の場合を含む)

(1) 運転者とともに飲酒し、その車両に同乗した場合

「1 飲酒運転を行った教職員に対する処分」と同じ処分とする。

(2) 運転者とともに飲酒はしていないが、飲酒運転と知りながらその車両に同乗した場合

ア 運転者が酒酔い運転であった場合

事故の有無にかかわらず懲戒免職とする。

イ 運転者が酒気帯び運転であった場合

(ア) 事故を起こした場合

a 死亡事故を起こした場合は懲戒免職とする。

- b 人身事故を起こした場合は停職3月（懲戒免職～停職）とする。
- c 物損事故を起こした場合は停職1月（懲戒免職～減給）とする。
- d 自損事故を起こした場合は停職1月（懲戒免職～減給）とする。

(イ) 事故を起こさなかった場合

運転手が、検挙された場合及び酒気帯び運転であったことが客観的に明白な場合は、停職1月（懲戒免職～減給）とする。

3 飲酒運転の車両に同乗はしていないが、運転することを知りながら運転者とともに飲酒し、飲酒運転を助長し、または止めなかった職員に対する処分

(1) 運転者に飲酒を勧め、飲酒運転を助長した場合（運転者が県教職員以外の場合を含む）

ア 運転者が酒酔い運転であった場合

事故の有無にかかわらず懲戒免職とする。

イ 運転者が酒気帯び運転であった場合

(ア) 事故を起こした場合

- a 死亡事故を起こした場合は懲戒免職とする。
- b 人身事故を起こした場合は停職6月（懲戒免職～停職）とする。
- c 物損事故を起こした場合は停職3月（懲戒免職～停職）とする。
- d 自損事故を起こした場合は停職1月（懲戒免職～減給）とする。

(イ) 事故を起こさなかった場合

運転手が、検挙された場合及び酒気帯び運転であったことが客観的に明白な場合は、減給（懲戒免職～減給）とする。

(2) 運転者が飲酒していることを知りながら飲酒運転を止めなかった場合（運転者が県教職員である場合）

ア 運転者が酒酔い運転であった場合

事故の有無にかかわらず懲戒免職とする。

イ 運転者が酒気帯び運転であった場合

(ア) 事故を起こした場合

- a 死亡事故を起こした場合は懲戒免職とする。
- b 人身事故を起こした場合は停職3月（懲戒免職～停職）とする。
- c 物損事故を起こした場合は停職1月（懲戒免職～停職）とする。
- d 自損事故を起こした場合は減給（懲戒免職～減給）とする。

(イ) 事故を起こさなかった場合

運転手が、検挙された場合及び酒気帯び運転であったことが客観的に明白な場合は、減給（懲戒免職～減給）とする。

4 処分を加重、軽減する場合

(1) 加重する場合

- ア 管理職・監督職である場合（管理職である場合は特に加重する。）
- イ 過去にも飲酒運転にかかる処分の対象となる行為を行っていた場合
- ウ 所属への報告を怠った、または著しく遅れた場合
- エ 自動車の運転を職務とする職員である場合
- オ 公務中である場合
- カ 著しいスピード違反、信号無視等、その他危険行為がある場合
- キ 必要な救護等を行わなかった場合 等

(2) 軽減する場合

- ア 飲酒の翌日等で運転者が酒気を帯びた状態で運転していると知らなかった場合
- イ 急病人搬送、災害時の緊急避難の場合で、他に手段がなく緊急やむを得ず運転した場合 等

5 軽車両の取り扱い

自転車等の軽車両も処分の対象とする。

6 適用日

平成18年12月14日以降に発生した事案について適用する。

- ・「教職員による飲酒運転の根絶について（通達）」
(平成21年9月18日付け教委職人第1808号)

○綱紀肅正・その他

- ・「県民の信頼確保と厳正な規律の保持について」
(平成31年4月23日付教教第1185号)
- ・「覚醒剤等の薬物乱用防止について」
(令和元年9月6日付教総第1184号、教教第2079号)
- ・「教職員の非違行為の防止について」
(平成31年4月5日付教教第1022号の2)
- ・「懲戒処分の公表基準の一部改正について」
(平成28年5月18日付教教第1407号)

1 処分時に公表の対象とする懲戒処分

- ① 懲戒免職
- ② 職務執行に関連する事案（ただし、軽微なものは除く）
- ③ 私的な行為に係る事案のうち、社会的影響が大きいなど重大な事案

2 公表の方法

処分の発令後すみやかに記者発表を行う。

3 公表する項目

- ①氏名 ②学校名 ③職名 ④年齢 ⑤性別 ⑥処分程度 ⑦処分理由

4 公表の例外

わいせつ等の被害者が事件を公表しないように求めているとき又は公表により被害者が特定される可能性がある等特段の事情のある場合は被害者等の人権に配慮し、公表する項目のうち、氏名は除き、学校名に代えて、学校の所在する自治体名又は地域名及び校種を公表する。

5 懲戒処分状況に関する資料提供

1の処分時公表の対象とするものを除き、すべての懲戒処分について、一覧表に取りまとめ、年2回（概ね11月と5月）資料提供する。

公表項目は、①学校の所在する自治体又は地域名（特別支援学校を除く）、②校種、③職名、④年齢、⑤性別、⑥処分程度及び⑦処分理由とする。

6 施行

この基準は、平成18年5月12日以降に公表する懲戒処分から適用する。

